平成２６年（フ）第９４号
三重県鈴鹿市十宮３丁目17番２号　十宮団地Ｂ棟572―22
債務者　中川　正樹
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０３号
三重県松阪市中林町394番地９
債務者　鈴木恵里香
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市南栄町36番地雇用促進住宅３―405
債務者　小坂　学
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
熊本県玉名郡玉東町大字上木葉542番地
債務者　藤山　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１２１号
長野県松本市横田３丁目19番４号　フレグランス山口102号
債務者　中島　雅子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28番地107
債務者　植杉竜勝志
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２０６号
大分県別府市大字南立石1031番地の10
債務者　井上　清人
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８０号
富山市経堂２丁目213番地　ヴィルヌーブ経堂Ａ棟103号
債務者　山室　崇史
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８６号
富山市水橋辻ヶ堂64番地
債務者　篠田眞壽美
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３１号
青森市柳川１丁目３番23―704号
債務者　太田　正次
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
広島県福山市郷分町728番地１　２号
債務者　小池　美佳
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１４７号
広島県福山市松永町２丁目８番20―１号
債務者　友田　真介
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５４号
広島県福山市駅家町大字上山守114番地１２Ｆ
債務者　斉藤　康二
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２９１９号
大阪市平野区瓜破東５丁目６番18号
債務者　仁木麻紗子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８６号
大阪府交野市倉治６丁目５番１―６号
債務者　浜口　珠美
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６６号
神奈川県高座郡寒川町岡田1129番地　テラスパーシモンＥ号
債務者　岩永　直美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１４号
静岡市葵区清閑町10番10号
債務者　谷垣　晴彦（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部